

宜野湾市中小・小規模事業者等 エネルギー価格高騰対策助成金

期間
延長!

電気代やガソリンなどエネルギー価格等物価高騰の影響を受ける市内中小・小規模事業者へ助成金を交付します。

交付対象者※詳細は申請要項をご確認下さい。

(1)令和5年7月1日時点かつ申請日時点において、宜野湾市内で事業を営む法人及び個人事業者

※フリーランスの方等で自己の所有(又は賃借)する店舗等を持たずに事業を行っている場合は、市内に住所があること。

※宜野湾市農水産事業者物価高騰対策助成金交付要綱に定義される農業事業者と漁業事業者は除く

(2)市内で事業継続の意思がある者

(3)エネルギー価格高騰の影響を受け、令和5年7月1日から令和5年12月31日までの間に燃料費や光熱費等のエネルギー経費において、法人は5万円以上、個人事業者は3万円以上の支出がある者

※事業用と家庭用の請求が分かれていない場合、確定申告と同様の費用割合で按分し、事業用のみが対象となります。

※申請者が実質的に負担する経費のみが対象となります。

※原材料としての使用及び他社への販売を目的として購入したものは対象経費とはなりません。

対象経費・交付額※詳細は申請要項をご確認下さい。

対象経費	交付金額
燃料費(ガソリン、軽油、重油、その他燃料費等) 光熱費(電気、ガス、灯油)	法人5万円
	個人事業者3万円

申請方法

以下の必要書類を宜野湾市商工会まで原則郵送にて申請してください。

- ①交付申請書兼請求書
- ②誓約書兼同意書
- ③市内に事業実態を有することが確認できる書類
- ④エネルギー経費支出が確認できる書類
- ⑤本人確認書類
- ⑥振込先通帳の表紙及び表紙裏のコピー

※詳細は申請要領をご確認下さい。

※申請書類等は以下のURL又はQRコードからダウンロード

商工会HP <https://www.ginowan.or.jp/>

市役所HP <https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/3/14042.html>



申請期間※延長しました

令和6年4月1日(月)～
令和6年9月30日(月)

※事業進捗により変更する場合があります

申請・問い合わせ先

宜野湾市商工会

電話：098-897-0111

〒901-2224

宜野湾市真志喜1-11-11

LINE公式アカウントの
登録はこちらから→

